郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年東京都条例第百十八号)新旧対照表(抄)				
农 旧 张				
老	老			
- (現行のとおり)	(と)			
2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げ	2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げ			
る業種その他の区分に属する工場又は指定作業場(この条例による	る業種その他の区分に属する工場又は指定作業場(この条例による			
改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改	改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改			
正後の条例」という。) 別表第七 四の部门の項の表に規定する水道	正後の条例」という。) 別表第七 四の部门の項の表に規定する水道			
水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。) に係る公共用水域に	水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。)に係る公共用水域に			

3から5まで (現行のとおり)

ぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
素として、一リッ合物(単位 ほうぼう素及びその化	<u>のに限る。)</u> 共用水域に汚水を排出するも 電気めっき業(海域以外の公	1110
ラム) トルにつきミリグ	するものに限る。) 外の公共用水域に汚水を排出ほうろう鉄器製造業(海域以	EO

排出される汚水の規制基準は、平成三十一年六月三十日までは、改

正後の条例別表第七四の部门の項の表の規定にかかわらず、それ

るかららまで (略)

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化	電気めっき業(海域以外の公	
合物(単位ほう	共用水域に汚水を排出するも	
トルにつきミリグ 素として、一リッ	<u> </u>	
<u>IV4)</u>	よったと とな こうく ショゴ ほうろう 鉄器製造業 (海域以	HO HO
	するものに限る。) 外の公共用水域に汚水を排出	

排出される汚水の規制基準は、平成二十八年六月三十日までは、改

正後の条例別表第七四の部门の項の表の規定にかかわらず、それ

ぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。

するものに限る。) 外の公共用水域に汚水を排出貴金属製造・再生業(海域以汚水を排出するものに限る。) つ、海域以外の公共用水域に薬を製造するものであり、からわ薬製造業(ほうろううわ	
限る。) 水域に汚水を排出するものに り、かつ、海域以外の公共用 下水処理場で一定のものであ に属する指定作業場から排出 定するものとので。 でするものをのという。以下同 見するなのないう。以下同 具法(昭和二十三年法律第百下水道業(統館業(温泉(温	用〇
限る。)- 水域に汚水を排出するものに金属鉱業(海域以外の公共用	100

うわ薬製造業(ほうろううわ 薬を製造するものであり、か つ、海域以外の公共用水域に 汚水を排出するものに限る。) 貴金属製造・再生業(海域以 外の公共用水域に汚水を排出 するものに限る。) 下水道業(旅館業(温泉(温 泉法(昭和二十三年法律第百 二十五号) 第二条第一項に規 定するものをいう。以下同 じ。) を利用するものに限る。) に属する指定作業場から排出 される汚水を受け入れている 下水処理場で一定のものであ り、かつ、海域以外の公共用

金属鉱業(海域以外の公共用 一〇〇 水域に汚水を排出するものに 限 る。)

水域に汚水を排出するものに

限る。)

	ものに限る。) 公共用水域に汚水を排出する のであり、かつ、海域以外の 造に供するものを製造するもう うわ薬製造業(うわ薬瓦の製	TEO		排出するものに限る。)域以外の公共用水域に汚水を造するものであり、かつ、海粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製
	に限る。) 旅館業(温泉を利用するもの	H00		のであり、かつ、海域以外の造に供するものを製造するもうわ薬製造業(うわ薬瓦の製
トルにつきミリグ素として、一リッ合物(単位 ふっ条及びその化	するものに限る。) 外の公共用水域に汚水を排出ほうろう鉄器製造業(海域以	111		に限る。) 旅館業(温泉を利用するものものに限る。) 公共用水域に汚水を排出する
<u>IV4)</u>	汚水を排出するものに限る。) つ、海域以外の公共用水域に薬を製造するものであり、からわ薬製造業(ほうろうらわ		素として、一リッ合物(単位 ふっかつ ま及びその化	するものに限る。) 外の公共用水域に汚水を排出ほうろう鉄器製造業(海域以
	域以外の公共用水域に汚水を「トル以上であり、かつ、海平均的な排水量が五〇立方メ電気めっき業(一日当たりの	一用	<u>マム)</u> トルにつきミリグ	汚水を排出するものに限る。) つ、海域以外の公共用水域に薬を製造するものであり、かうわ薬製造業(ほうろううか
	旅館業(水質汚濁防止法施行排出するものに限る。)			平均的な排水量が五○立方メ電気めっき業(一日当たりの

<u>H00</u>

令及び廃棄物の処理及び清掃	
に関する法律施行令の一部を	
改正する政令(昭和四十九年	
政令第三百六十三号。以下「改	
正政令」という。) の施行の際	
現に湧出していなかった温泉	
を利用するものであって、一	
日当たりの平均的な排水量が	
五〇立方メートル以上であ	
り、かつ、海域以外の公共用	
水域に汚水を排出するものに	
<u> </u>	
 図	
旅館業(温泉(自然に湧出し限る。)	1110
	1110
旅館業(温泉(自然に湧出し	1110
ているもの(掘削により湧出旅館業(温泉(自然に湧出し	1110
させたものを除く。以下同ているもの(掘削により湧出旅館業(温泉(自然に湧出)	1110
じ。) を除く。以下この項におさせたものを除く。以下同させたものを除く。以下同ているもの(掘削により湧出旅館業(温泉(自然に湧出し	1110
いて同じ。) を利用するものでじ。) を除く。以下この項におさせたものを除く。以下同させたものを除く。以下同ているもの(掘削により湧出旅館業(温泉(自然に湧出し	1110
カって、一日当たりの平均的いて同じ。) を利用するものでじ。) を除く。以下この項におさせたものを除く。以下同さたものを除く。以下同ているもの(掘削により湧出旅館業(温泉(自然に湧出し	1110
未満であるもの又は改正政令な排水量が五○立方メートルあって、一日当たりの平均的いて同じ。)を利用するものでじ。)を除く。以下この項におさせたものを除く。以下同させたものを除く。以下同でいるもの(掘削により湧出旅館業(温泉(自然に湧出し	1110
の施行の際現に湧出していた 未満であるもの又は改正政令な排水量が五○立方メートル あって、一日当たりの平均的いて同じ。)を利用するものでい。 いて同じ。)を称く。以下この項におさせたものを除く。以下同 ているもの(掘削により湧出 旅館業(温泉(自然に湧出し	1110
未満であるもの又は改正政令な排水量が五○立方メートルあって、一日当たりの平均的いて同じ。)を利用するものでじ。)を除く。以下この項におさせたものを除く。以下同させたものを除く。以下同でいるもの(掘削により湧出旅館業(温泉(自然に湧出し	1110

ートル以上であり、かつ、海 域以外の公共用水域に汚水を 排出するものに限る。)

旅館業(水質汚濁防止法施行 令及び廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令の一部を 改正する政令(昭和四十九年 政令第三百六十三号。以下 [数 正政令一という。)の施行の際 現に湧出していなかった温泉 を利用するものであって、一 日当たりの平均的な排水量が 五〇立方メートル以上であ り、かつ、海域以外の公共用 水域に汚水を排出するものに 限る。)

旅館業(温泉(自然に湧出し」三〇 ているもの(掘削により湧出 させたものを除く。以下同 じ。)を除く。以下この頃にお いて同じ。) を利用するもので あって、一日当たりの平均的

る。) -トル未満であるものに限 平均的な排水量が五○立方メ 電気めっき業(一日当たりの	EO
限る。) ていた温泉を利用するものに 正政令の施行の際現に湧出し 「トル末満であるもの又は改 平均的な排水量が五〇立方メ ものであって、一日当たりの 頂において同じ。)を利用する でいるものに限る。以下この 旅館業(温泉(自然に湧出し	用O

温泉を利用するものに限る。)の施行の際現に湧出していた大満であるもの又は改正政令な排水量が五〇立方メートル	
る。) -トル未満であるものに限 平均的な排水量が五○立方メ 電気めっき業(一日当たりの	田〇
平均的な排水量が五〇立方メものであって、一日当たりの頃において同じ。) を利用するているものに限る。以下この旅館業(温泉(自然に湧出し	
限る。) ていた温泉を利用するものに 正政令の施行の際現に湧出し ートル未満であるもの又は改	

備考 (現行のとおり)

無析 ()